

蔵王国定公園の公園計画の変更について（山形県提供資料）

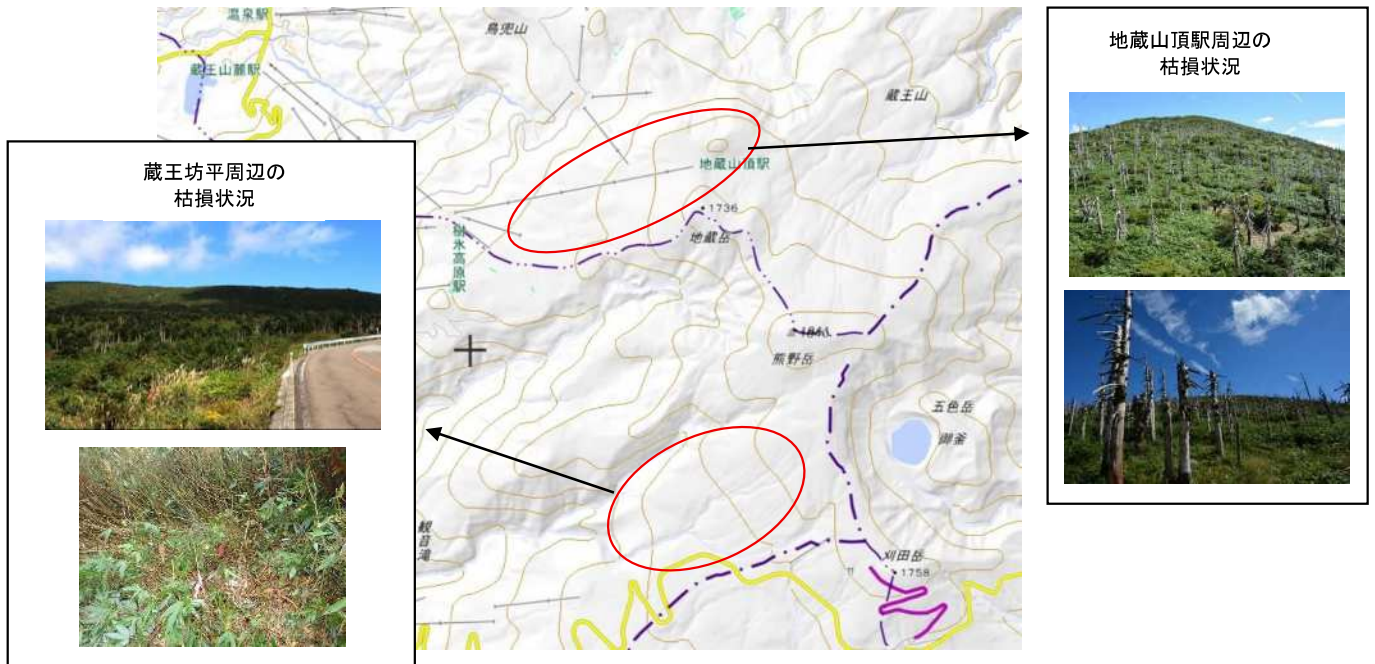
蔵王国定公園の計画変更に係る検討状況

1 変更が必要な理由

蔵王の樹氷を形成するオオシラビソ林が広範囲で枯損し、特に、地藏山頂駅付近では、自然の力での再生が期待できないほどの被害になっている。

蔵王国定公園の景観の特性である樹氷の復活を目指すため、オオシラビソ林を再生していく必要がある。

○山形県域の被害 約 16 ha、約 23,000 本（全本数の 2 割弱）



2 検討中の変更内容

①対象となる区域区分

特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域

②事業計画の変更

保護施設計画に「植生復元施設」(※)を追加する。

3 参考事項

樹氷復活県民会議及び山形県では、オオシラビソ林の再生に関し、自然再生推進法（平成 14 年法第 148 号）に定める自然再生全体構想及び自然再生実施計画の策定に向け協議、検討中。（参照：参考資料）

※植生復元施設

○定義：植生を復元するために設けられる施設及び復元地をいう。

○計画上の留意事項：災害又は公園利用者の過剰利用その他の理由により、衰退しているか又はそのおそれのある自然植生を対象とする。

<国立公園に係る公園計画の作成等について（令和 4 年 4 月 1 日 環自国発第 2204015 号自然環境局長通知）から抜粋>

「樹氷復活県民会議」 自然再生協議会の概要

～蔵王国定公園内のオオシラビソ林再生と樹氷復活～

参考資料

自然再生協議会とは

対象地域の自然再生に関心や関りを持つ様々な者が参加して、地域の将来像について合意形成を図るための協議を重ね、各参加者が連携協力しつつ自然再生の取組みを実施することを目的とした集まり。

蔵王地域のオオシラビソ林再生に関心や関りを持つ様々な者（樹氷復活県民会議構成団体）が、蔵王の将来像について協議・合意形成を図り、長期的な観点から自然再生の全体的な方向性を示す「**自然再生全体構想**」の策定と、自然再生事業実施者が策定する「**自然再生事業実施計画**」の案について協議する。

自然再生全体構想

地域における自然再生の全体的な方向性を長期的な観点から示すもので、自然再生の目標や役割分担を定める。全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に関する科学的なデータの収集や、社会状況に関する調査を実施し、その結果をもとに協議する。

自然再生事業実施計画

自然再生全体構想を踏まえ、自然再生事業実施者（山形県）が自然再生協議会と協議し、個々の自然再生事業の内容を明らかにする計画を作成する。

林野庁東北森林管理局

蔵王地域における
オオシラビソ枯損に係る検討会

・検討会には有識者、森林総合研究所東北支所、
関係行政機関、地元関係者が参加

助言

自然再生協議会＝樹氷復活県民会議

- 樹氷復活県民会議が自然再生協議会の機能を兼ねる内容に設置要綱を改正（R7.3.17付）。
- 樹氷復活県民会議設置要綱第10条（ワーキンググループ）に自然再生協議会ワーキングチーム（自然再生協議会検討部会）を置く。
【自然再生協議会WT構成メンバー】 ・専門家（有識者） ・地域住民 ・関係地方公共団体 ・関係行政機関 など
- 自然再生協議会ワーキングチームが、自然再生全体構想（案）及び自然再生事業実施計画（案）について協議し、樹氷復活県民会議に提案する。
- 山形県が自然再生事業実施者となり協議会構成団体と協力して自然再生事業を実施していく。
- 自然再生事業の実施について、自然再生協議会で評価検証を行う。

令和6年度

- ・樹氷復活県民会議が自然再生協議会となることを決定
- ・樹氷復活県民会議設置要綱を改正し自然再生協議会WTを設置
- ・WTメンバーの選定・就任の打診

令和7年度

- ・WT設立会議（R7.7.16）
- ・自然再生全体構想作成に向けた調査事業委託（アジア航測（株））
- ・WTによる骨子（案）議論（3回）
- ・樹氷復活県民会議が骨子（案）を承認

令和8年度

- ・WTによる議論
自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の（案）を作成
- ・樹氷復活県民会議が自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画を策定

令和9年度以降

- ・自然再生事業の実施
- ・自然再生事業の評価検証

公園計画

令和7年度：公園計画変更の準備

令和8年度：公園計画変更を環境省に申出（審議会の決定）

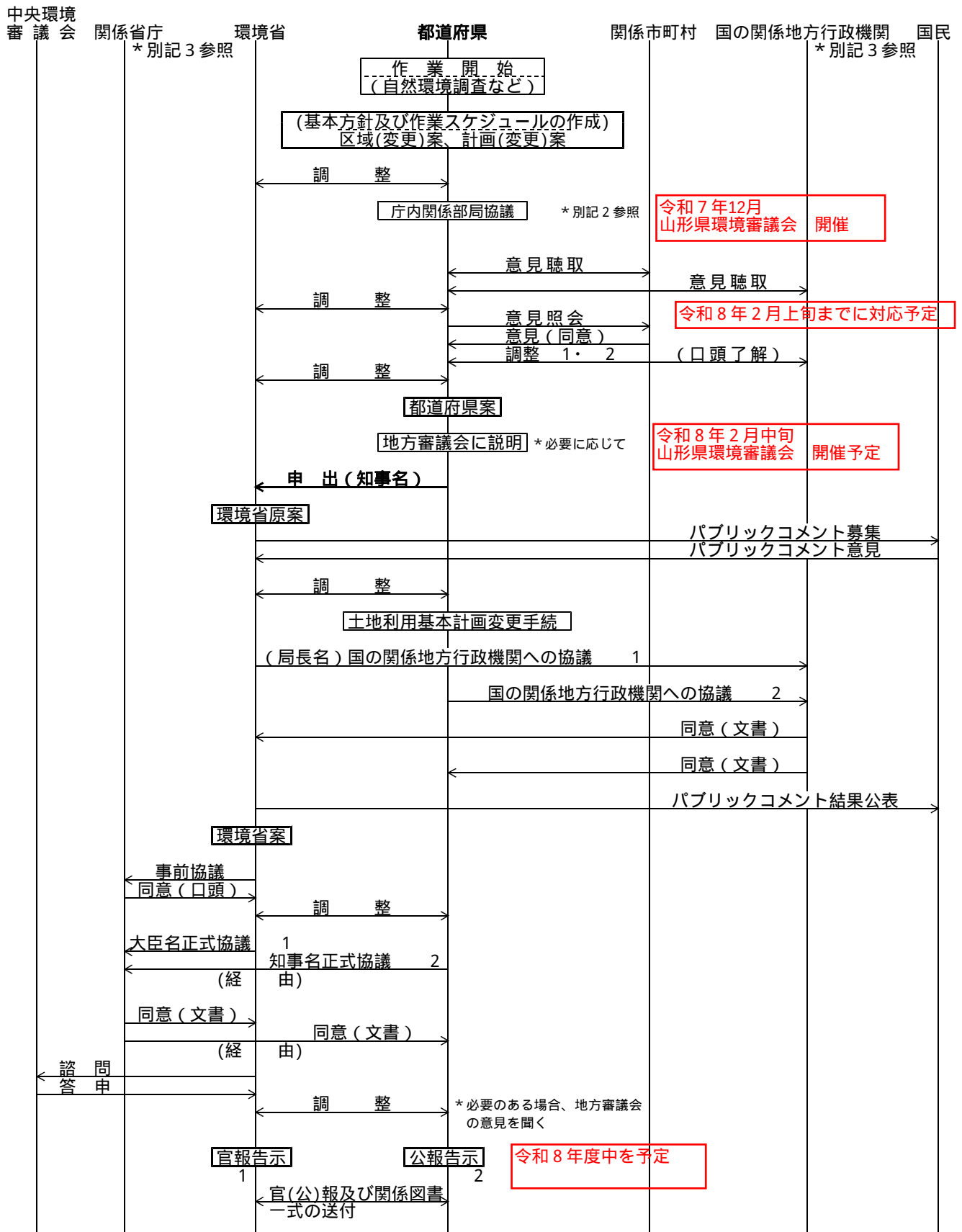
令和9年度以降：植生再生事業の実施

自然再生事業を活用し、計画的にオオシラビソ林の再生を進めていく

(別記1)

国定公園の指定、公園計画の決定等に関する手順

1 国定公園の指定若しくはその区域の拡張又は公園計画の決定若しくは追加をするに当たり、都道府県の申出を必要とする場合



- 1 国定公園の指定若しくはその区域の拡張又は公園計画の決定若しくは追加に係る場合に行うものとする。
- 2 特別地域、特別保護地区、海域公園地区、利用調整地区及び集団施設地区の指定又はこれらの区域の変更に係る場合に行うものとする。